

印旛利根川水防事務組合個人情報保護に関する法律施行細則

令和5年4月1日

印旛利根川水防事務組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び印旛利根川水防事務組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年印旛利根川水防事務組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(複写等費用)

第3条 条例第4条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの交付を受ける前に納付しなければならない。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(施行状況の公表)

第4条 条例第8条の規定による施行状況の公表は、次に掲げる事項を広報紙その他の媒体に掲載することにより行うものとする。

- (1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数
- (2) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の件数
- (3) 審査請求の件数及びその処理状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(処理状況の報告)

第5条 実施機関は、開示請求、訂正請求及び利用停止請求から開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等までの事務処理状況について、当該請求事案ごとに個人情報開示等処理整理票を作成し、管理者に報告しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な

事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（同法第 5 1 条の規定に限る。）の施行の日（令和 5 年 4 月 1 日）から施行する。

(印旛利根川水防事務組合個人情報保護条例施行規則の廃止)

第 2 条 印旛利根川水防事務組合個人情報保護条例施行規則（平成 1 9 年印旛利根川水防事務組合規則第 2 号）は、廃止する。

別表（第3条第1項）

区分			費用の額
写しの作成に要する費用	行政文書の種類	写しの作成機器	
	文書、図画又は写真	電子複写機	A 3サイズまでの写し1枚につき 10円 A 3サイズを超えA 2サイズまでの写し1枚につき 120円 A 2サイズを超えA 1サイズまでの写し1枚につき 170円 A 1サイズを超えA 0サイズまでの写し1枚につき 350円
		電子カラー複写機	A 3サイズまでの写し1枚につき 50円
	紙に出力することが技術的に可能な電磁的記録	電子情報処理機器	A 3サイズまでの写し1枚につき 10円
		電子情報処理機器	複製を作成するために必要な記録媒体を持参した場合 無料
	紙に出力することが技術的に不可能な電磁的記録	電子情報処理機器	複製を作成するために必要な記録媒体を持参した場合 無料
写しの送付に要する費用			当該郵送料に相当する額

備考 紙による写しを作成する場合で、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。